

## 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立についての会長声明

### 1 はじめに

2022年（令和4年）5月25日、民事訴訟法等の一部を改正する法律（法律48号）（以下「改正法」という。以下、断らない限り条文の引用は改正法からである。）が公布された。

当会としても民事裁判手続のIT化が図られること自体は望ましいことであると考えており、改正法の成立により、時代に即した民事訴訟制度の見直しが行われたこと自体は評価するものである。改正法によって、司法制度改革が目指した「国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な解決を可能とする制度の構築」がなされることに期待するものである。

しかし、改正法には、以下に述べるとおり、新しく創設された法定審理期間訴訟手続だけでなく、多くの解決すべき問題点が存在する。改正法の施行にあたっては、裁判所はその適用について慎重な運用を行うべきである。また、当会を含む弁護士会としても改正法の運用、実際の訴訟等における裁判所の訴訟指揮に対し、適正・公平な裁判の観点からIT化に名を借りた拙速な裁判、国民不在の裁判の運用とならないよう検証を怠ってはならないと考える。

加えて、IT化を契機として、裁判所支部及び簡易裁判所が統廃合されるなど国民の司法へのアクセスが後退するような事態は決してあってはならない。

### 2 オンライン申立の義務化について

改正法は、132条の11、1項において、インターネット回線を用いて電子情報化した訴状を裁判所に送信して行う訴訟申立て（いわゆるオンライン申立）を義務化する場合を、弁護士が訴訟代理人として訴訟遂行する場合、指定代理人による場合に限定し、いわゆる本人訴訟等により申立が紙である書面によりなされた場合は、裁判所書記官において裁判所システムのファイルに登録するとした（132条の12、1項）。

この点については、当会としては、2021年4月28日付け「民事訴訟法（IT化関係）の改正に関する中間試案」に対する意見書の提出（中間試案に対するパブリックコメント）及び2020年（令和2年）10月10日付け会長声明により、オンライン申立は義務化を前提とすべきではないとの意見を述べてきたもので、極めて遺憾である。

代理人を就けず当事者自ら訴訟に直接関与する本人訴訟におけるオンライン申

立の義務化が回避されたとはいえ、オンライン申立を希望するITに不慣れな国民をどのようにサポートするかは、困難な問題であるが、改正法を運用する国がその責務を放棄することは許されない。

### 3 法定審理期間訴訟手続について

この度の民事訴訟法改正においては、当事者双方の合意がある場合は、5カ月以内に攻撃防御方法を提出させ、6カ月以内に証拠調べを終えて口頭弁論を終結し、その後1カ月以内に判決を言い渡すとする手続（いわゆる法定審理期間訴訟手続）も採用された。

当会は、法制審の中間試案に対するパブリックコメント及び2021年（令和3年）11月6日付け会長声明の発出により、法定審理期間訴訟手続の創設について反対する意見を表明してきた。また、各界からも反対意見が出され、国会審議においても強い反対意見があったにもかかわらず、成立したことは極めて遺憾である。

当会が反対してきた理由は、何よりも立法事実に乏しいこと、諸外国に例がない制度であること、主張や立証が事実上制限されることで、十分な審理ができず、審理や判決が粗雑（ラフジャスティス）になり、誤判のおそれが増して拙速な裁判を助長し、民事訴訟制度全体に対する信頼をも損ねる恐れがあること、本人訴訟にも適用されることから、訴訟に十分な知識と経験がない国民の裁判を受ける権利を侵害するおそれがあること等である。

確かに改正法では、法定審理期間訴訟手続の要件として、当事者からの申出を必要としていることや（381条の2、1項）当事者の双方又は一方が通常手続に移行させる旨の申出をした場合には通常手続に移行する（381条の4、1項）などの一定の歯止めをかけているが、特に本人訴訟において、裁判所の訴訟指揮により、上記のような一定の歯止めが効かなくなる恐れがないわけではない。

裁判所においては、法定審理期間訴訟手続に対する根強い反対意見が存在したことを十分に認識し、その適用については、慎重にすべきである。

### 4 ウェブ会議システムによる口頭弁論について

87条の2、1項により、ウェブ会議システムによる口頭弁論が可能となった。当会としては、両当事者の同意を要件とすべきと意見を述べていたが、改正法は、その要件として当事者の意見を聞くに止まっており、裁判所が相当と認めれば、ウェブ会議システムによる口頭弁論の実施が可能となって、裁判所の裁量に委ねられている点は遺憾である。上記規定によれば、仮に、両当事者がウェブ会議システムによる口頭弁論の実施に反対している場合でも裁判所が相当と認めればその実施が可能となる。口頭弁論が果たす重要な役割を考えれば、民事訴訟の基本原則で

ある直接主義、口頭主義、公開主義を毀損するような濫用的な訴訟指揮は慎むべきである。

この点で問題となるのは、証人調べである。204条は、ウェブ会議システムによる証人調べの要件として3つの要件を規定し、同条の3号で当事者に異議がない場合を要件の一つとしている。204条の条文を素直に解釈すれば、一方の当事者が反対すれば、ウェブ会議システムによる証人調べは行われなくなるが、同条1号に該当する場合で当事者が異議を申し立てた場合でも、裁判所が相当と認めればウェブ会議システムによる証人調べが可能になるとも解釈される。重要な証拠調べである証人尋問において、直接主義、口頭主義、公開主義を蔑ろにするような訴訟指揮を行うべきではない。

衆議院における附帯決議の7項では、「ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。」とされ、更に、同附帯決議の8項では、「口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。」とされており、これらの点について今後の裁判所の実務を注意深く見守っていく必要がある。

## 5 争点整理手続について

従来、弁論準備手続及び進行協議期日においてウェブ会議システムを使用する場合、一方当事者の出頭が要件とされていて、両当事者がウェブ会議システムを利用する場合は、書面による準備手続に限定されていた。改正法は、この点を改め、双方不出頭でもウェブ会議システムによる弁論準備手続が可能となったうえ（170条3項）、受命裁判官が書面による準備手続を行うことができるようになった（176条の2、1項）。上記のような改正点は、訴訟当事者の便宜に資するもので評価できる。

しかし、前述したとおり、また、従来から指摘されているとおり、非公開で行われる争点整理手続がウェブ会議システムで実施される場合、無断での写真撮影、録音録画を防止し、訴訟当事者以外の第三者の参加をどのようにして防止するかは、今後に残された課題となっている。裁判所による防止措置を具体的にどのような方法で行うか、今後注視していかなくてはならない。

## 6 訴訟当事者のプライバシーの保護

IT化は、訴訟当事者のプライバシー情報が広範囲に流出する危険性を孕んで

いる。裁判所及び弁護士において、適切なセキュリティ水準を確保し、訴訟に関する情報が漏洩しないよう態勢を整備することが喫緊の課題となる。

また、改正法は、プライバシーの保護を図る観点から、当事者及び法定代理人について、住所、居所、氏名等を他方当事者に対して秘匿する手続を新たに設ける（133条1項）などの方策を設けているが、裁判の公開と訴訟当事者のプライバシーの保護との調整をどのように図っていくか、今後の課題である。

## 7 裁判所の人的物的基盤のさらなる充実の必要性

ところで、令和4年度の国家予算全体に占める裁判所関連予算の割合は約0.3%に過ぎないのであり、如何に民事裁判手続等のIT化を進めたとしても、不十分な司法基盤のもとにおいては、裁判の迅速化及び充実化を図ることは困難である。裁判手続等の効率化を優先することにより、国民の裁判を受ける権利が制限されることはあってはならないし、IT化を契機として、裁判官及び書記官等の裁判所職員が減員されること、ましてや裁判所支部及び簡易裁判所の統廃合など、司法の機能が縮小されることがあってはならない。

ITに不慣れな国民は多数存在し、殊に高齢化率が高い地方の支部等ではその傾向が顕著である。そのような国民に対しても、裁判を受ける権利の保障が十分になされるよう、今後、むしろ裁判所支部機能の充実を図られるべきである。

当会は、政府及び最高裁判所に対し、民事裁判手続等のIT化に伴い必要な予算を十分に確保するとともに、現在でも不足している裁判所関連予算を大幅に増額することにより、地域の司法基盤の充実を図ることを求める。

具体的には、本改正の実施に伴い、すべての裁判所（支部及び簡易裁判所を含む）に必要な台数のIT設備を導入すること、当事者訴訟を希望する利用者のために誰でも使用できるパソコン及びスキャナー機能を有する複合機等の機器を設置すること、ITに不慣れな利用者に対する手続説明等のための人員整備を行うこと等を求める。

## 8 改正法附則126条は、施行後5年を経過した後にその施行状況について検討を加え、必要に応じた見直しを検討する旨を規定している。当会としても、改正法による民事裁判のIT化を具体的に進めていくにあたり、上記で述べた観点から、裁判所の運用が民事訴訟の基本原則である直接主義、口頭主義、公開主義を逸脱しないようその運用を注視すると共に、何よりも適正・公平な裁判を受ける権利が侵害されないよう、また国民にとって利用しやすい裁判の実現に向けて、検討・検証を重ねていく所存である。

2022年（令和4年）7月9日

長野県弁護士会

会長 中 村 威 彦